

由布市告示第135号

平成22年第3回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月17日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成22年11月24日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
太田 正美君	佐藤 正君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	工藤 安雄君
生野 征平君	佐藤 人已君
渕野けさ子君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成22年 第3回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成22年11月14日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

平成22年11月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 発議第14号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 報告第10号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第5 議案第82号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第83号 由布市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第84号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第85号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 発議第14号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 報告第10号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第5 議案第82号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第83号 由布市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第84号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第85号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

出席議員（21名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 人已君
22番 浏野けさ子君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	野上 安一君
総務課長 ……………	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	人事職員課長 ……………	柚野 武裕君
会計管理者 ……………	工藤 浩二君	産業建設部長 ……………	佐藤 省一君
建設課長 ……………	麻生 宗俊君	健康福祉事務所長 ……………	河野 隆義君
環境商工観光部長 ……………			溝口 博則君
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長 ……………			加藤 康男君
挾間振興局長 ……………	目野 直文君	庄内振興局長 ……………	服平 志朗君
湯布院地域振興課長 ……………	足利 良温君	教育次長 ……………	島津 義信君
消防長 ……………	平松十四生君		

---

○議長（**瀧野けさ子君**） おはようございます。開会前に総務部長から発言の申し出がございましたので、許可いたしました。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） おはようございます。お疲れでございます。本日、臨時議会に湯布院振興局長が所用のため欠席しております。代わりまして、地域振興課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。先般11月19日付けで、清永教育長が就任いたしました。清永教育長からご挨拶をいただきます。

○教育長（**清永 直孝君**） おはようございます。ここから失礼をいたします。いま部長からのお話のように、教育長として拝命を受けました。学校教育や生涯教育そのものが色々な意味で問われています。市民の期待に応える、そして信頼出来る教育行政に携わっていこうと思います。初心にかえって、真剣頑張りたいと思います。今後ともご指導よろしくお願いいたします。（拍手）

---

午前10時00分開会

○議長（**瀧野けさ子君**） おはようございます。11月も下旬を迎え、紅葉も鮮やかに秋の深まりを感じる頃となりました。このような中、市内の各地で秋祭りや公民館祭りが行われ、今年は天候に恵まれたこともあり、多くの人で賑わったようでございます。さて、本日ここに平成22年第3回由布市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私ともに、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会は、発議1件、報告1件、議案4件が提案されております。よろしくご審議方お願いいたします。それでは、本臨時会の開会にあたり、招集者であります市長よりご挨拶をいただきます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） みなさん、おはようございます。平成22年第3回臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は議員みなさまのご出席をいただき、心からお礼を申し上げます。さて、日本の風景を美しく彩る秋も終盤を迎えております。庄内の神楽祭り、挾間のきちよくれ祭りといった市内の各地域で行われておりましたイベントは、いずれも天候に恵まれ、盛況のうちに終えることが出来ました。お忙しい中、議員みなさまにも多数ご参加をいただき、誠にありがとうございました。また、さきに開催されました、第30回おおい国際車いすマラソン大会に出席されるため、皇太子殿下が本県にお出ましになり、見事な紅葉と日本一のおもてなしを誇る湯布院でご昼食をとられました。湯布院にとりましても、由布市にとりましても大変名誉なことであり、ご案内を受けられ、奉送迎をいただきました議員の方々も多数いらっしゃいましたが、私も議長とともに会食にお招きいただき、懇談の中で由布市の素晴らしさをご紹介させていただいたところでもあります。さて、本日の臨時会でござい

ますが、報告1件と議案4件を提案いたすことにしております。どうか慎重なご審議をお願い申し上げますとともに、なにとぞご賛同いただきますよう、重ねてお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第3回由布市議会臨時会を開会します。執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、及び関係課長の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**渕野けさ子君**） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、田中真理子さん、19番、工藤安雄君の2名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（**渕野けさ子君**） 次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。これより議事に入ります。

---

### 日程第3. 発議第14号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（**渕野けさ子君**） まず日程第3、発議第14号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 発議第14号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第14条第1項の規定により提出します。（発言する者あり）申し訳ございません。地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成22年11月24日、由布市議会議長、渕野けさ子殿。提出者は、由布市議会議員、溝口泰章。賛成者といたしまして、由布市議会議員、新井一徳議員、同じく工藤安雄議員、同じく太田正美議員、同じく西郡均議員、同じく佐藤郁夫議員、同じく高橋義孝議員。提出理由、市の財政状況に鑑み、議会として主体

的に対応するため、条例の改正を行う。次ページをお開き下さい。その次のページの新旧対照表をご覧になりながら説明をいたしたいと思えます。第1条として、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、第1条といたしまして、対照表の第5条第2項中の「100分の15を乗じて得た額に」を「100分の15を乗じて得た額の合計額に」に、また「100分の160」を「100分の145」に改める。その次の最後のページになりますが、第2条として、第5条第2項中の「6月に支給する場合には100分の145」を「6月に支給する場合には100分の142.5」に、また「12月に支給する場合には100分の145」を「12月に支給する場合には100分の147.5」に改める。附則、この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する、というものです。議員みなさまのご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいまの議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思えますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。それでは、日程第3、発議第14号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。これより発議第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立19名）

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、発議第14号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4. 報告第10号 和解及び損害賠償額の決定について**

○議長（**渕野けさ子君**） 次に日程第4、報告第10号、和解及び損害賠償額の決定についてを上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは上程されました報告をご説明いたします。報告第10号、和

解及び損害賠償額の決定についてでございますが、市道の管理瑕疵に伴う事故について、和解及び損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 詳細説明を申し上げます。報告第10号、和解及び損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償額の決定をしたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成22年11月24日提出、由布市長。裏面をお開き下さい。専決処分書。下記の案件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。平成22年11月9日、由布市長、首藤奉文。記、平成22年市道天神山長野線、道路陥没事故の和解及び損害賠償の決定について。市道の管理瑕疵に伴う事故であり、相手方の原状回復について、緊急性を要するため。詳細説明にうつらせていただきます。内容につきましては、別紙に報告書、自動車修理請求書、休業補償算出根拠書を添付しております。お配りしております資料のように、8月3日、市道天神山長野線で起きました陥没事故について、相手方と示談交渉を行った結果、トラックの修理代32万9,480円、修理中の休業補償14万3,549円、計47万3,029円が示談が整い、専決処分をいたしましたので報告するものです。なお、示談の経過等につきましては資料をご覧くださいというふうに思っております。また、本件につきましては、市民総合賠償保険の対象となりますので、現在保険会社に請求しているところですので、よろしくお願いいたします。経過についてご説明いたします。次ページ以降の事故報告書をご覧くださいと思います。事故の発生年月日につきましては、22年8月3日午後1時頃です。事故発生場所は由布市庄内町畑田1204番地先の市道上でございます。事故車両等につきましては、日田市大字三和3508の2、赤坂商店所有の5トン積みトラックでございます。ナンバーは、大分〇〇〇は〇〇-〇〇、運転者は〇〇〇〇でございます。事故の経過等につきましては、8月3日午後1時頃、ウッドチップを積載した5トントラックが、市道走行中路面が突然陥没し、左後輪、ダブルでございましたが、左後輪が埋輪し、車両の損害を与えたものでございます。トラックは日田市から庄内町大津留のJA肥育センターに資材を輸送中ございました。午後2時35分に車両を脱出させて、午後3時に大分南署事故担当が到着し事故の確認を行い、午後3時40分に終了いたしました。トラックはそのまま午後3時20分に肥育センターに向け、出発をいたしました。内容につきましては別紙の紙面をご覧くださいと思いますが、主などだけご説明いたします。示談の経過につきましてでございますが、(3)で8月18日木曜日に、13時30分、建設課の課長補佐ほか担当者が日田の方に出向きまして、本人等々と協議をいたしたところでございます。

そこに12項目につきまして議論をしておりますが、特に①で示談交渉を行うことの確認で確認が終了いたしました。運転手に怪我人等は発生しなかったこと等も確認されております。4番目で、積荷に対する損害もなかったということでございます。6番目で、運送が遅れたことの損害の確認については、当日は半日程度遅れたというふうに確認をしております。それからトラックそのものにつきましては、現在も車両は、その当時ですが、稼働中であったというふうなことでございます。11番目で、議会に赤坂氏の名前等を報告することについては、本人の了承をいただいております。（5）の9月21日に最終的に終了したというふうに聞いております。それから（8）でございまして、（8）、（9）につきましてでございますが、休業補償等につきまして損害保険会社と連絡をしているところでございます。それから（9）で、本件につきましては、保険会社との協議により、保険も全額適用であるというふうに確認をいたしておるところでございます。11の一番下の行でございますが、11月9日に建設課長と総務の法務担当で赤坂氏の自宅に向かいまして、示談が整ったということで確認をいたしております。次のページ等には、整備の請求書を添付させていただいております。それからその次のページには、陥没事故によります休業補償の算出につきまして計算をした資料を添付させていただいております。以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（**淵野けさ子君**） これより日程第4、報告第10号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 詳細説明を伺っていると、運転者でもない赤坂氏については個人で補償するというのが、ちょっと私には分からないんですけどね。その法人の所有なんですよ。個人の所有物なんですか。（「いやいや、個人営業や」と呼ぶ者あり）車検の所有者と使用者は分かります。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 使用者、所有者ともに赤坂久人となっております。

○議長（**淵野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） こうした事故に対する補償の決定した場合、議会の同意にかかるわけなんですけども、先般ちゅうかきょう朝、突然ですね、全協で庄内の町営住宅の水漏れ云々ちゅうのがありまして、聞いてみると原因も分からなければ具体的な補償も何も出てないというところでの報告だったんですけども、実はこのトラック云々というのは私たちが議会の議案となって初めて知ったんですけどね、こういうその関係常任委員会にしろ、何にしろ、議会に報告する際は基準か何かあるんでしょうか。

○総務部長（**野上 安一君**） 現在、特に基準は設けておりませんが、その都度必要に応じまして、議会のみなさんにご報告を申し上げます。

○議長（**淵野けさ子君**） ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渕野けさ子君) 質疑なしと認めます。これで報告第10号、和解及び損害賠償額の決定についての報告を終わります。

---

日程第5. 議案第82号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6. 議案第83号 由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

日程第7. 議案第84号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第8. 議案第85号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長(渕野けさ子君) 次に日程第5、議案第82号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第8、議案第85号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(首藤 奉文君) それでは上程されました議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。本臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正4件でございます。議案第82号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数の引き下げ、行政職給料表の引き下げ、並びに扶養手当の変更を行う改正でございます。議案第83号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、並びに議案第84号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、特別職並びに教育長の期末手当について、職員に準じて支給月数の引き下げを行うものでございます。議案第85号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、給料月額の変更に伴い、減額期間の延長と、減額率の変更を行うものでございます。詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(渕野けさ子君) 続いて、議案第82号から議案第85号まで、一括して詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(野上 安一君) 議案82号からご説明申し上げます。議案82号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。平成22年11月24日提出、由布市長。提案理由、人事院勧告に準じる給与改定と、扶養手当の額の変更に伴い条例の改正を行う。裏面をご覧ください。裏面と同時に新旧対照表もご覧ください。幸いかと思います。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、由布市職員の給与に関する条例の一部を次のように改

正する。第21条第2項中、「100分の150」を「100分の135」に改め、同条3項中、「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。第22条第2項第1号中、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中、「100分の35」を「100分の30」に改めるものでございます。別表を次のように改めるということでございます。これにつきましては、人事院勧告に基づきまして給料表の全てについて改正、減額改正を行うものでございます。次に第2条、由布市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第11条3項中、「13,000円」を「14,000円」に、「6,500円」を「7,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同条4項中、「5,000円」を「5,500円」に改める。第21条2項中、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。第22条第2項1号中、「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項2号中、「100分の35」を「100分の32.5」に改める。附則といたしまして、この条例中、第1条の規定につきましては、平成22年12月1日から、第2条の規定につきましては、平成23年の4月1日から改めるものでございます。新旧対照表につきましては、ただいま説明いたしました費用につきまして、現行と改正案を掲載をさせていただいております。下に線を引いている部分が、それぞれ数字が異なるものというふうにご理解をいただければというふうに思っております。次に議案83号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年11月24日提出、由布市長。提案理由、一般職の職員の給与改定に準じて条例改正を行うものでございます。裏面をお開きいただければというふうに思います。同じく新旧対照表と並行してご覧いただければ幸いです。由布市特別職の職員である常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。6条2項中、「100分の160」を「100分の145」に改める。第2条、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。6条2項中、「6月に支給する場合には100分の145」を「6月に支給する場合には100分の142.5」に、「12月に支給する場合には100分の145」を「12月に支給する場合には100分の147.5」に改める。附則、この条例中、第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定につきましては平成23年4月1日から施行する。ただいま説明しました内容につきまして新旧対照表で下に線が引いている部分の修正をお願いするものでございます。次に議案第84号、

由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年11月24日提出、由布市長。提案理由、一般職の職員の給与改定に準じて条例の改正を行う。裏面をお開きいただきたいと思います。同じく添付しております新旧対照表とともにご覧いただければ幸いかと思います。由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。第1条、由布市教育委員会の教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中、「100分の160」を「100分の145」に改める。第2条、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中、「6月に支給する場合には100分の145」を「6月に支給する場合には100分の142.5」に、「12月に支給する場合には100分の145」を「12月に支給する場合には100分の147.5」に改める。附則、この条例中、第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。同じく新旧対照表を添付しております。現行と改正案の分で下に線を引いている部分が改正の数字でございます。続きまして、議案85号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年11月24日提出、由布市長。提案理由、市の財政状況を考え、職員の給料を減額するため。裏面をお開きいただきたいと思います。由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。添付しております新旧対照表と一緒にご覧いただければ幸いかと思います。本則中、「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「その額に100分の5」を「8級及び7級の職にあるものについては、その額に100分の3.5、その他の職にあるものについては、その額に100分の3」に改める。附則、この条例は23年1月1日から施行する。改正内容につきましては、本文中の期間で、22年の12月31日を、23年の12月31日に改め、その額についてはただいま説明したとおりでございます。8級及び7級の職にあるものについて、その額に100分の3.5、その他の職にあるものについては、その額に100分の3を改め、23年1月1日から施行することになります。今回の改正につきましては、これは職員の給与を5%に減額の処置をしていましたが、今回カットによる減額措置を今後3年間で解消するために管理職を除くその他の職員については、定期昇給において1号抑制措置を行いまして、3%の減額措置として、管理職につきましてはすでに2号の抑制をしているために、1号の抑制は行わず、3.5%の減額措置を行うという改正でございます。新旧対照表にその内容について掲載しておりますので、目を通していただければと思います。以上でございます。

○議長（**渕野けさ子**君） 以上で詳細説明が終わりました。お諮りします。ただいま上程され、

議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(淵野けさ子君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。これより、審議に入ります。まず日程第5、議案第82号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 実際これによる影響額ですかね、総額は、一番末尾のだけは別にして、85号だけを別にしてどのくらいになるのか。そしてそれを何人が対象で1人あたりどのくらいになるのか、分かったら教えていただきたいんですが。

○議長(淵野けさ子君) 人事職員課長。

○人事職員課長(柚野 武裕君) 人事職員課長でございます。いまのご質問にお答えします。全体の影響額につきましては現在把握しておりません。後ほど調査して報告をしたいというふうに思います。

○議長(淵野けさ子君) 12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) いま人事院勧告どおりという眩きが聞こえたんですけどね。本来、地方自治体ですから、人勧に拘束されることはなんでもないわけなんですけど、それぞれ都道府県、市町村は人事委員会に諮って、それを伺うというふうになって、大分県内の市の場合はどこへんまでが人事委員会を持っているか分かりませんが、当該由布市の場合、県の人事委員会の答申に沿ってますというふうに答弁したと思うんですけどね。県の人事委員会の答申が人勧どおりということだったのかどうか、そこへんをお伺いしたいと思います。

○議長(淵野けさ子君) 人事職員課長。

○人事職員課長(柚野 武裕君) 人事職員課長でございます。人事院と県の人事委員会の相違につきましては、まず月例給の算定が、人事院では757円、県の人事委員会では582円というふうになっております。あとにつきましては、国と同様というふうに思います。

○議長(淵野けさ子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(淵野けさ子君) 質疑なしと認めます。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員(12番 西郡 均君) 大分県内16,000人で18億円というのが開示され報道されました。経済効果から言うとですね、全国的にこの多額な削減分が及ぼす影響はもっと大きいということで、この時期にそれをやるべきでないという議論も一方であります。私も当然そういうふうに思います。一定の民間給与、かつては100人以上の雇用の、ピックアップして

やっていたのを、50名以上を網羅して出来るだけ調べるということで、要するに低くさせようという意図のもとでこれ人事院勧告されているんでね、そういう意味では、やっぱり悪のスパイラルというのに入っていきことなんですよ、こういうことは。だからそういうことと言えば、やっぱり公務員を引き上げて、そして民間もそれを同時に引き上げようと、だから民間が下がったから公務員が下がって、公務員が下がってまた民間を下げるちゅうような悪の何とかいうのを繰り返さないようなかたちで、歯止めをかけるということで、こうしたやり方には反対をしたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） これで討論を終わります。これより議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立17名）

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第82号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。次に日程第6、議案第83号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これより議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立20名）

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第83号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。次に日程第7、議案第84号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。これより議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立20名）

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第84号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。次に日程第8、議案第85号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） さっきはこれは別について言ったんで、これだけの影響額、出たら教えていただきたいし、それを一体何に使おうとしているのか。今度企んでいる国民健康保険税の引き上げには、これを充当して何とかしようとかですね。

○議長（**渚野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長でございます。西郡議員にお答えいたします。カットによる影響額でございますが、大体で5,100万くらいと思います。（「ちょうどいい」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。討論はありますか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） なんでもカットすりゃいいとかいうんじゃないんで、やっぱり先ほど例で示したように、今度は5,000万を充当するたのにね、国保の値上げまで企んでいるわけです。これでやめますっっちゃうふうになれば、諸々手を挙げて賛成いたしますっていうのに、そのこういうやり方でちょっと気を引くようなことでは困りますんで、注意を呼びかけて反対討論といたします。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） これで討論を終わります。これより議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立18名）

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第85号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。以上で—6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 議会の運営と表決に関する動議を出したいと思います。先ほどですね、日程第4号で報告第10号が報告をされました。報告案件について、和解及び損害賠償額の決定について、上程と提案理由の説明、詳細説明と質疑まで行われました。これまで由布市議会では、報告案件については議会としての態度を表明するため、承認するか否かの表決をとっておりました。先ほど全員協議会で報告案件に対する今後の取り扱いは、午後の全員協

議会でみんなで話し合うということでしたので、まだ結論が出てない以上、これまでどおりこの報告案件についての議会の態度を示すべき表決をとっていただきたいと動議を出します。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 動議に一応賛成します。中身は反対ですけども。もうちょっとはっきり言いましょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） はい。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実はこの賠償の報告については、事前にかなり議論して決まってるんですけど、いま報告一般については小林議員が言ったことについて賛成ですので、一応みなさんに諮るといことは賛成いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに動議に賛成の方いらっしゃいますか。（発言する者あり）動議に賛成の方、挙手をお願いします。（「休憩するかい」と呼ぶ者あり）ただいま、6番、小林華弥子さんから動議が提出されました。ただいまの小林華弥子さんからの動議に賛成の方はもう1回やり直しますので、挙手をお願いいたします。この動議は1人以上の賛成がありますので成立しました。報告第10号の動議を日程に追加し（「討論、採決することに賛成の方の起立を求めればよい」と呼ぶ者あり）、報告第10号、和解及び損害賠償額の決定についての動議に（「動議は認められたんですから、もうそれに対して、討論、採決をすることに賛成の諸君の起立を」と呼ぶ者あり）討論、採決を追加し、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

（議員20名中起立2名）

○議長（**渕野けさ子君**） 起立少数です。ただいまの動議は否決されました。以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

---

○議長（**渕野けさ子君**） 市長、閉会の挨拶。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成22年第3回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日提案をいたしました4つの議案につきまして、真摯なご審議をいただき可決をいただきまして、誠にありがとうございました。さて、これからは冬が近づくにつれて、冷え込みが厳しくなり、インフルエンザ等の感染拡大が懸念されるところでございますが、秋田県の病院では、インフルエンザ感染による死亡者が出る等、すでに北海道、東北では流行の兆しがございまして、由布市といたしましても、臨戦態勢に入っているところでございます。また、1月に別府市で起きました大火災も記憶に残るところであります。火災が多く発生する時期でもあります。年末にむけての防犯、また交通安全の徹底、啓発と併せまして、危機管理を努めてまいりたいと考えております。議員のみなさまにおかれましては、健康に十分ご留意をい

ただき、より一層活躍されますようお祈りいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 議長より閉会のご挨拶を申し上げます。本日は大変にご苦労さまでした。これから日一日と寒さが増してまいります。議員各位には健康に十分ご留意いただき、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりお礼のご挨拶といたします。これにて平成22年第3回由布市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時48分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員